

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	2回/年	3回/年	3回/年	3回/年

## 7. 障害福祉サービス等の質の向上への取組み

- ・奈良県が実施する研修その他の研修への職員の参加 ➤ 実施
- ・報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起 ➤ 実施
- ・指導監査を受けた行政処分結果の通知 ➤ 実施

# 第4次 奈良市障害者福祉基本計画

## 第6期奈良市障害福祉計画 第2期奈良市障害児福祉計画

【概要版】



第4次奈良市障害者福祉基本計画  
第6期奈良市障害福祉計画  
第2期奈良市障害児福祉計画【概要版】

発行：奈良市福祉部障がい福祉課  
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080



# Ⅰ 《総論》計画の概要

## 1. 計画策定の背景

本計画は、国・県の動向や上位計画にあたる奈良市総合計画の方向性を踏まえつつ、本市における障害者福祉の基本的な目標と施策の基本的な方針を示し、またこれまで取り組んだ障害者施策の

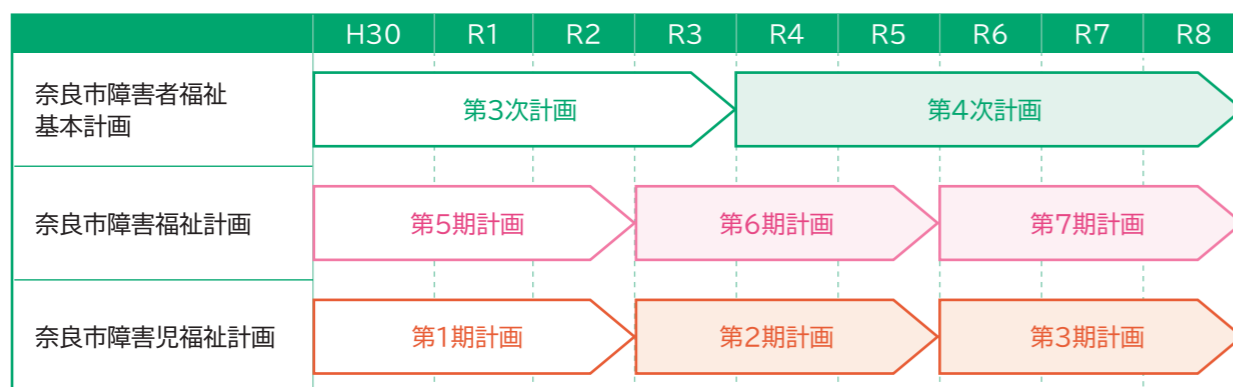
実績や課題を確認するとともに、施策の一層の充実を図るためニーズに即した必要なサービス量などを位置付けるものです。

## 2. 計画の位置づけと計画期間

障害者福祉基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市では障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画、及び児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画と一体的に策定

します。本計画の期間は、障害者基本計画については令和4年度から令和8年度の5年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【計画の期間】



# Ⅱ 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

### 一人ひとりが生きがいや役割をもって 助け合い暮らししていけるわたしたちのまちづくり

障害者基本法第1条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、さまざまな施策を講じる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるまちを目指して、障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

## 2. 施策の体系

### ➤ 安全・安心な生活環境の整備

- 住宅の確保 ●社会環境のバリアフリー化

### ➤ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 情報提供の充実等
- 行政情報のアクセシビリティの向上

### ➤ 防災・防犯等の推進

- 防災対策の推進 ●防犯対策の推進 ●感染症への対応

### ➤ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実

- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 虐待の防止と権利擁護の推進
- 行政等における配慮の充実

### ➤ 生活の支援

- 相談支援体制の充実
- 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- サービスの質の向上と人材の育成・確保

### ➤ 保健・医療の充実

- 保健・医療の充実等 ●精神保健・医療の提供等
- 難病に関する施策の推進
- 障害の原因となる疾病等の予防・治療と早期療育への取組

### ➤ 雇用・就業、経済的な支援

- 雇用・就業への支援 ●経済的な支援

### ➤ 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの構築

### ➤ 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- 文化芸術活動、スポーツ等の振興

## 3. 各施策における重点施策

本計画では前項に掲載した基本理念と同様に、第3次奈良市障害者福祉基本計画の施策を継承し、国の第4次障害者基本計画と整合を図ったうえで各施策を設定しています。

その中で、計画期間において特に重点的に展開すべき取組について記載します。

### (1) 相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備

障害者が地域で生活していくための課題は年々多様化しています。その課題に対応するにあたり基本となるのが相談支援です。相談支援体制の充実のため、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置します。障害者が地域で暮らしていくため、緊急時の対応や、グループホームや一人暮らしの体験の機会の場を提供するなど、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組んでいきます。

### (2) 多様な雇用と就労の促進

障害者が地域で自分らしく暮らしていく環境をつくるため、多様な働き方にこたえる就労機会の確保が重要となっています。さまざまな障害者雇用に対する理解を深める活動に取り組んでいきます。

### (3) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず、地域で共に暮らしていくためには、障害福祉サービス等の仕組みだけではなく地域の理解や、障害者もそうでない人も主体的に参加できる地域づくりに取り組んでいく必要があります。障害者が社会参加し、地域で安心して暮らしていけるように、地域の人々への啓発・広報等の一層の充実を図ります。

#### (4) 感染症への対策と新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症拡大により、障害者を取り巻く状況は大きく影響を受けています。障害当事者や家族のスポーツなどのレクリエーションや、地域との交流の場となるイベント等も中止や延期を余儀なくされました。

そのようななかで、従来からの障害福祉に関するさまざまな取り組みも感染症防止対策に留意したうえで進めていく必要がでてきました。情報通信技術（ICT）などを活用し、感染症防止対策をとりながら取り組みを進めていきます。

### 4. 計画の推進体制

#### (1) 連携・協力の確保

本市の障害者施策を推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。

また、計画の推進には市民の理解や奈良市地域自立支援協議会をはじめ関係機関・関係者との連携・協力が必要不可欠です。そのため障害者福祉施策に関する情報提供、広報・啓発活動等、関係機関・関係者との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

#### (2) 進捗状況の管理及び評価

毎年度、各施策の取組状況の報告を関係部署に求めるなど、進捗状況の自己管理を行い、本計画の着実な実現に努めます。

また、奈良市地域自立支援協議会と連携し、定期的に計画の成果目標等の進捗管理を行い、必要に応じて施策内容の見直しを行います。



## 各論 I 第4次奈良市障害者福祉基本計画

### 分野別施策の基本的方向

#### 第1節 安全・安心な生活環境の整備

障害者が安全・安心に地域で生活していくために、住まい・移動・アクセシビリティ※に配慮した施設など、障害者に配慮したまちづくりを進めます。

##### 1. 住宅の確保

取組（施策）	内容
住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・市営住宅の定期空家募集において、車いす常用の心身障害者世帯が申込みできる住宅を提供します。</li><li>・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行います。</li><li>・地域自立支援協議会において、関係者により地域移行のため、居住支援の仕組みづくりに取り組みます。</li><li>・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。</li></ul>

##### 2. 社会環境のバリアフリー化

取組（施策）	内容
移動手段の確保	福祉タクシー助成や市内バス・県内バス利用料金等の割引など、移動手段確保のための支援を継続するとともに、移動手段の多様化に対応した施策の充実を図ります。
外出環境のバリアフリー化	外出・移動しやすい環境を整備するため、道路環境等のバリアフリー化を推進します。
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や市民がよく利用する民間施設について、施設利用の利便性、安全性の向上を促進します。
障害者の観光客のおもてなしのための環境整備	障害者の観光客を温かく迎えるために、観光施設のバリアフリー情報の提供を推進します。

#### 第2節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者が円滑に必要な情報を入手できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

※アクセシビリティ…情報やサービスなどの利用のしやすさのこと

## 1. 情報提供の充実等

取組（施策）	内容
広報の充実	ITの活用も図りながら、きめ細かい広報による情報提供の充実に努めます。
福祉情報の提供	障害者の相談やサービス利用に必要な情報が行き届くよう、パンフレット等の充実に努めます。

## 2. 行政情報のアクセシビリティの向上

取組（施策）	内容
広報のアクセシビリティの向上	しみんだよりやホームページ等の広報について、障害者を含む誰もが利用しやすくなるように努めます。
福祉情報におけるアクセシビリティの向上	福祉情報を活用しやすくなるよう利便性の向上に努めます。

## 第3節 防災・防犯等の推進

障害者が地域において安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯対策を推進します。

### 1. 防災対策の推進

取組（施策）	内容
避難行動要支援者対策の推進	地域の協力により避難行動要支援者対策を推進します。
地域における自主防災活動の支援	地域における自主防災活動を支援します。
防災情報の伝達	災害時における障害者への情報伝達や防災情報の周知を進めます。
緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。
福祉避難所の整備	一般の避難所では避難生活に困難が生じる障害者を一時的に避難させる福祉避難所を整備します。

### 2. 防犯対策の推進

取組（施策）	内容
啓発の推進	防犯に関する啓発や市民協働による防犯への取組支援を推進します。
緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。

### 3. 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症感染拡大によって、障害者やその家族にも大きな影響がありました。本市では、事業所でクラスター（集団感染）が発生した場合の衛生用品の支援や感染防止対策とし

ての物資の配布や、情報通信技術（ICT）推進のための補助等を行いました。これからも、保健所等の関連機関と連携し、迅速に対応していきます。

## 第4節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実

障害者が安心して暮らすことのできる地域のため、障害を理由とする差別の解消や、虐待防止・権利擁護のための取組を推進します。また、行政サービスの利用で不利益を被ることがないように、行政職員等の障害理解促進と、選挙等における障害者に対する配慮を行います。

### 1. 障害を理由とする差別の解消の推進

取組（施策）	内容
市民啓発の推進	あらゆる広報媒体、啓発機会を活用して、障害者に対する理解を深めるための市民啓発を推進します。
行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

### 2. 虐待の防止と権利擁護の推進

取組（施策）	内容
虐待の防止	関係機関と連携しながら、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
権利擁護の推進	障害者本人の意思決定支援のひとつとして成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、さまざまな権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談窓口の充実に努めます。

### 3. 行政等における配慮の充実

取組（施策）	内容
行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	・障害者福祉に関する職員研修や人権問題啓発研修等を実施するとともに、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。 ・出張所等にタブレット端末などを配置し、画面を介した手話通訳により聴覚障害者が手続きをスムーズに行えるようにします。
選挙等における配慮	選挙等における配慮として、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めます。

## 第5節 生活の支援

誰もが互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会のために、相談を身近な地域で受けることができ、必要な支援を利用できるよう努めます。

### 1. 相談支援体制の充実

取組（施策）	内容
障害特性等に応じた相談体制の充実と関係機関との連携	障害特性に応じた相談ニーズに適切に対応できるよう、専門職の確保や関係機関との連携等により相談支援体制の充実を図ります。
障害者の孤立を防ぐ地域の見守り体制	民生委員・児童委員のみまもり活動を通じて本人と地域がつながるよう双方に働きかけます。

## 2. 地域移行支援、在宅サービス等の充実

取組（施策）	内容
自立支援給付の円滑な実施	日常生活を支えるとともに、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるため、自立支援給付の円滑な実施を推進します。
地域生活支援事業の円滑な実施	地域での日常生活を支援するための各種地域生活支援事業の円滑な実施を推進します。
障害児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育の必要のある児童に対し、日常生活における基本的な指導や集団生活への適応訓練を行います。</li> <li>医療を要する状態にある児童等に対する地域での受け入れが促進されるよう調整・機能の充実に努めます。</li> </ul>
その他の在宅福祉事業	在宅生活を支えるために必要な各種福祉事業を推進します。

## 3. サービスの質の向上と人材の育成・確保

取組（施策）	内容
サービスの質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会等を通じてサービスの質の向上に取り組めます。</li> <li>障害福祉サービスの適正な給付のため実地指導等を行います。</li> </ul>
人材の育成・確保	障害特性を理解し、専門的な技術及び知識をもった人材の育成・確保に努めます。

### 第6節 保健・医療の充実

障害者が地域において、日常生活の維持や機能回復に必要な保健・医療サービスを受けることができるよう、提供体制の整備の充実を図ります。特に精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域移行の推進に努めます。

#### 1. 保健・医療の充実等

取組（施策）	内容
医療等の支援事業の実施	医療等の支援事業を実施します。
障害者の医療への支援	各種医療費助成や医療の向上のための取組を推進します。
在宅医療のための訪問看護等との連携	在宅で医療を受けられるよう訪問看護等の充実を図るため、研修会等を行います。
重度障害者入院時意思疎通支援	重度障害者の入院時に家族などにかわり意思疎通に慣れた支援員などを派遣し、医療従事者に本人の意思を伝えることのできる事業を実施します。

## 2. 精神保健・医療の提供等

取組（施策）	内容
精神保健・医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士等により、適正医療に向けた個別支援を行います。</li> <li>精神疾患による通院医療費の一部を公費で負担するとともに、上限額までの自己負担分の助成を行います。精神障害者保健福祉手帳1級2級所持者に対しては、全診療科の入院及び通院の保険診療分の一部負担金を除いた額を助成します。</li> </ul>

## 3. 難病に関する施策の推進

取組（施策）	内容
難病患者への支援	難病患者の相談・支援や受入病院の確保・連携、在宅療養上の適切な支援、医療費助成制度の申請等、総合的な支援に努めます。

## 4. 障害の原因となる疾病等の予防・治療と早期療育への取組

取組（施策）	内容
予防のための保健・医療	各種検（健）診や健康教育、健康相談等を通じて生活習慣の改善を促すとともに、疾病等の早期発見・早期治療を図ります。
早期発見・早期療育体制の充実	乳幼児健診等を通じた早期発見、関係機関の連携による早期対応・早期療育体制の充実を図ります。

### 第7節 雇用・就業、経済的な支援

障害者が地域で自分らしく暮らすためには、就労機会の確保が重要です。一般就労を希望する人は一般就労できるように、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の充実と工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて経済的負担の軽減等による経済的な支援を行います。

#### 1. 雇用・就業への支援

取組（施策）	内容
総合的な就労支援	関係機関の連携のもと、就労前の支援から就労後の適応援助まで継続的な支援を行います。
障害者雇用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行を促進するため、企業に向けた障害者雇用制度の啓発や関係機関が実施する就労に関する無料相談会等の斡旋などの取組を進めます。</li> <li>市役所における障害者雇用</li> </ul>
福祉的就労の充実	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、福祉的就労における工賃の向上に向け、公民一体となった取組を進めます。また、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を推進します。

## 2. 経済的な支援

取組（施策）	内容
諸手当の支給	諸手当の支給によって経済的自立を支援します。
経済的負担の軽減	各種税制上の優遇制度、公共料金の負担軽減等によって経済的自立を支援します。

## 第8節 教育の振興

共生する地域社会の実現に向けて、共に教育を受けることのできるよう、インクルーシブ教育の理念を取り入れた教育を推進します。

### 1. インクルーシブ教育システムの構築

取組（施策）	内容
インクルーシブ教育の理念に基づいた教育	関係機関・関係団体が一体となった取組によって、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを基本として、柔軟に学びの場を選択・変更できるインクルーシブ教育システムの構築に努めます。
就学前保育・教育の充実	就学前保育・教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達程度、適応の状況、医療的ケア等に対応した保育・教育環境を提供できるよう、保育士・教員・看護師等の適切な配置、ニーズに応じた教育・保育の提供、バリアフリー環境の充実等に努めるとともに、関係機関と連携していきます。
学校教育の充実	学校教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達程度、適応の状況等に応じた学びの場を提供できるよう、関係機関と連携します。
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の成長を支援するため、一貫した指導・支援ができるよう、個別支援計画の策定・活用を図ります。

## 第9節 文化芸術活動、スポーツ等の振興

障害者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションへの参加を通して、生きがいや社会参加・健康増進が図れるよう、また地域での障害者への理解が深まるよう、取組を推進します。

取組（施策）	内容
文化芸術活動及びスポーツ等への参加促進	障害者団体等関係者との協働により文化芸術活動・スポーツ等の活動内容の充実を図り、コミュニケーション方法の確保やバリアフリー化等の環境整備に努めます。
自主活動への支援	指導者の育成・確保や発表の場の充実等によって、自主的な文化芸術活動、スポーツ活動を支援します。

# 各論Ⅱ 第6期奈良市障害福祉計画 第2期奈良市障害児福祉計画

## Ⅰ 計画の成果目標（令和5年度末）

### ■ 成果目標の設定

#### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ▶ 地域生活への移行者数の目標

【基準】令和元年度末入所者数 336人  
地域生活移行者数（令和5年度末） 24人（7%）

##### ▶ 施設入所者数の削減目標

【基準】令和元年度末入所者数 336人  
施設入所者数（令和5年度末） 削減数の設定なし

#### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年	7回/年
精神障害者の地域移行支援(人/月)	1	5	5	5
精神障害者の地域定着支援(人/月)	0	7	7	7
精神障害者の共同生活援助(人/月)	25	27	29	31
精神障害者の自立生活援助(人/月)	1	1	1	1

#### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備予定数 1ヶ所 検討回数 1回/年以上

#### 4. 福祉施設からの一般就労への移行等

##### ▶ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

	合計数	就労移行	就労A型	就労B型
【基準】令和元年度実績	44人	12人	21人	7人
【目標】一般就労への移行者数	56人(1.27倍)	16人(1.33倍)	27人(1.29倍)	9人(1.28倍)

※上記3サービス以外からの一般就労もあるため、合計数は一致しない。

##### ▶ 就労定着支援事業の利用者の増加目標

一般就労移行者が就労定着支援を利用する割合

目標値 **70%**

##### ▶ 職場定着率の目標

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

目標値 **70%**